

1 規則等の題名

放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年高知県公安委員会規則第11号）の一部改正

2 根拠法令・条項

- 「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号）
- 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項

3 規則等の制定日

令和3年10月29日（金曜日）

4 結果公示の日

令和3年10月29日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

書面規制、押印、対面規制の見直しに伴う、一部様式の押印欄の廃止等であり、意見公募手続を必要としない軽微な変更にあつては該当

7 規則等の概要

- 放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則
- 新旧対照表

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通指導課
TEL：088-826-0110（代表）